

## 役員選任規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という）が定款第20条の規定に基づき、理事及び監事の選任に関する必要な事項を定める。

(選任の方法)

第2条 役員を選任は、定款第17条第1項により社員総会において選任する。

(選任する役員の数)

第3条 役員を選任定数は、定款第19条第1項の規定によるが、理事及び監事の員数については理事会がその都度決定する。

2 前項により選任された役員に欠員が生じても、その員数が定款第19条第1項に規定する下限以上であるときは、補欠選任をしないことができる。

(被選任候補者)

第4条 被選任候補者は、次のとおりとする。

- (1) 5人以上の社員より連署をもって推薦された者
- (2) 理事会が推薦した者
- (3) 理事長が推薦した者

2 土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）にあつては代表者一人を定めている場合はその者、そうでない場合は代表権を有する社員の一人を指名して被選任候補者とするることができる。

(選任者の届出)

第5条 前条の被選任候補者の推薦者は、総会の28日前までに別紙様式による届出書を選任委員会に届け出なければならない。

### 第2章 選任委員会

(選任事務の管理執行)

第6条 役員を選任に関する事務を管理執行するため、選任委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(選任委員の選出)

第7条 選任委員（以下「委員」という。）は、理事会で別に定める区域ごとの社員の互選により選出するものとする。その員数は区域の社員数20人以内は1名、20人を超える場合は2名とする。

2 前項により選出した委員は、総会28日前までに理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、委員選出届けを受理したときは、速やかにその氏名を事務局に公示するものとする。

4 委員は、役員となることができない。

(選任委員会)

第8条 委員会は、前条第1項の委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は理事長が招集する。

3 委員長は、委員のうちから互選する。

4 委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、就任後第1回目に開催される総会の役員選任に関する事項の終了のときまでとする。

(委員会の決議及び職務)

第10条 委員会の選任に関する決議は、委員定数の4分の3以上が出席し、その過半数をもって決する。

2 第5条の届出の受理及びその名簿の公示をしなければならない。

3 選任事務の結果並びに被選任者が就任を承諾した旨を総会の議長に報告しなければならない。

(選任の決定)

第11条 役員を選任の効力は、定款第17条第3項により決議し選任されたときから生ずる。

(秘密保持の義務)

第12条 委員は、その職務の執行上において知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

## 第3章 補則

(施行細則)

第13条 この規則を施行するため必要があるときは、理事会の決議により細則を定めることができる。

(規則の改廃)

第 14 条 この規則の改正又は廃止は、総会の決議によるものとする。

## 附則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

この規則は平成 26 年 9 月 6 日から施行する。

この規則は平成 28 年 9 月 9 日から施行する。